

火災による損害を受けられた方へ

東成消防署

火災による損害を受けられましたみなさまには、お見舞い申し上げますとともに、つぎのとおり相談・連絡窓口をご案内します。

■り災状況申告書の提出

「り災状況申告書」は、消防法に基づき、火災による損害を受けられた方（り災者）に、管轄消防署へ提出していただくものです。

また、特別な場合を除いて同申告書を5日以内に提出してください。提出がない場合や、提出が遅れている場合は、損害状況の確認が必要となりますので、「り災証明書」の発給が遅れる場合があります。

※提出は、東成消防署 または東成区内の消防出張所に提出してください。

※提出は、郵送若しくはFAXでも、受付可能です。

■り災証明書の発給

※り災証明書は、火災により損害を受けた建物・物件の「り災程度」を証明するものです。ただし、東成消防署が把握している火災に限ります。

- 1 火災による損害については、「り災証明願」（用紙は消防署にあります）を東成消防署に提出して頂く事で「り災証明書」を発給しますので、必要な方はお申し出ください。「り災証明願」の提出は、東成消防署の本署（警防担当）で、原則、平日の月曜日から金曜日の9:00～17:00の間に受付けています。事前に電話連絡を頂けると、比較的スムーズに発給できます。
※災害出場している場合や、夜間・休日など、時間がかかる場合もありますので、時間に余裕をもって事前に電話連絡をお願いします。
- 2 来署（請求）される方が、本人以外の代理人の場合は、委任状（様式は問いません）が必要です。
- 3 「り災証明願」には「り災した日、り災した場所、提出先、提出理由、発給枚数」等の記入が必要です。
- 4 発給手数料として1通100円が必要です。ただし申請内容によっては手数料が免除される場合がありますので、詳しくは職員にお尋ねください。

【お問い合わせ先・担当】

大阪市東成消防(警防担当)
〒537-0014 東成区大今里西1丁目27番13号
TEL 06-6971-0139
FAX 06-6971-9412

り災証明書の書き方
などを動画で解説し
ています。参考に
ご覧ください。



■その他]

•「罹災証明書・被災証明書（自然災害）」 東成区役所

火災以外の自然災害等で被災された場合は、区役所で発給を受けることができます。

•災害見舞金の支給

実際に居住されている住宅が、全焼・半焼と認定された場合、または火災に伴う消火活動により住居が冠水したもので、一定基準に達する場合に、災害見舞金を受給できます。

•市営住宅等への入居に関すること

火災等により住宅を滅失するなどの被害を受け、自力での住宅確保の目途が立たない方を対象に、一定基準に達する場合に、市営住宅の入居斡旋（あっせん）を受けることができます。

【お問い合わせ先・担当】

※ 東成区役所 市民協働課防災担当 電話 06-6977-9042

•火災により発生したごみ 環境事業センター

火災により発生したごみ（火事跡ごみ）を、り災者自ら処理施設へ持込む場合に、処理手数料が免除される場合があります。

また、持込みの際は、火災発生から1週間が経過してから持ち込む必要があります。

※「り災証明書」が必要です。

※15トンまでのゴミ処理手数料が無料となります

※必ず【お問い合わせ先・担当】へ問い合わせてください。

【お問い合わせ先・担当】

※ 東部環境事業センター 電話 06-6751-5311

申請時に「り災証明書」が必要となる主なもの

火災保険金請求	ご自身が契約している保険会社等に、お問い合わせください
国民健康保険の減免	保険料が、減免される場合があります。 東成区役所保険年金業務担当者に、お問い合わせください。
市・府民税の減免	税が、減免される場合があります。 期限がありますので、詳しくは市税事務所にお問い合わせください。
固定資産税・ 都市計画税の減免	
建物滅失登記	建物が焼失した日から1か月以内に申請が必要です。 法務局にお問い合わせください。
パスポートの再発行	大阪府パスポートセンター業務課にお問い合わせください。

●区役所保険年金業務担当連絡先

※火災により、住宅、家財等著しい被害を受けた場合に、保険料等が減免される場合があります

区役所	電話番号	区役所	電話番号	区役所	電話番号
北区	6313-9956	天王寺区	6674-9956	城東区	6930-9956
都島区	6882-9956	浪速区	6647-9956	鶴見区	6915-9956
福島区	6464-9956	西淀川区	6648-9956	阿倍野区	6622-9956
此花区	6466-9956	淀川区	6308-9956	住之江区	6682-9956
中央区	6267-9956	東淀川区	4809-9956	住吉区	6694-9956
西区	6323-9956	東成区	6977-9956	東住吉区	4399-9956
港区	6576-9956	生野区	9715-9956	平野区	4302-9956
大正区	4394-9956	旭区	6957-9956	西成区	6659-9956

●市税事務所連絡先

※火災により、重大な人的被害を受けられた方や、住居・家財に甚大な被害を受けられた場合、その災害の程度に応じて個人市民税が減額・免除される場合があります。

お住いの区	管轄する市税事務所	連絡先
北区・西淀川区 淀川区・東淀川区	梅田市税事務所	市民税等グループ 4797-2953 固定資産税（家屋）グループ 4797-2958
都島区・旭区・城東区・鶴見区	京橋市税事務所	市民税等グループ 4801-2953 固定資産税（家屋）グループ 4801-2958
福島区・此花区・西区 港区・大正区	弁天町市税事務所	市民税等グループ 4395-2953 固定資産税（家屋）グループ 4395-2958
中央区・天王寺区 浪速区・東成区・生野区	なんば市税事務所	市民税等グループ 4397-2953 固定資産税（家屋）グループ 4397-2958
阿倍野区・住之江区・住吉区 東住吉区・平野区・西成区	あべの市税事務所	市民税等グループ 4396-2953 固定資産税（家屋）グループ 4396-2958

●環境事業センター

※火災により発生したごみ（火事跡ごみ）を、処理施設へ持込む前に、連絡先にご確認ください。

お住いの区	連絡先	
北区・都島区 淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
平野区	東南環境事業センター	6700-1750